

青森県報

号外第七十一号

平成二十四年
十二月二十五日
(火曜日)

目次

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会事務規程……………

青森県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程……………

青森県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程……………

海区漁業
調整委員会
事務局

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第三号

青森県内水面漁場管理委員会事務規程を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

青森県内水面漁場管理委員会事務規程

(所掌事務)

第一条 青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)は、漁業法その他の法令によりその権限に属する事務を処理する。

2 委員会は、前項のほか、青森県内水面漁場における漁業調整上必要な事項に関し青森県知事から意見を求められたときは、調査審議してこれを答申し、又はこれらに關し必要と認めるときは青森県知事に意見を具申する。

(事務所の所在地)

第二条 委員会の事務所は、青森県庁海区漁業調整委員会事務局内に置く。

(委員会)

第三条 委員会は、委員十名をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員会を置くことができる。

3 専門委員会の運営については、別に規程を定める。

(会長及び会長職務代理人)

第四条 会長及び会長職務代理人は、委員の互選によって選出する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、青森県知事が委員の中から選任する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長職務代理人がその職務を代行する。

4 会長又は会長職務代理人が互選されたときは、直ちにその住所及び氏名を公示し、併せて知事に報告するものとする。

(会長等の任期)

第五条 会長及び会長職務代理人の任期は委員の任期による。

(会長等の辞職)

第六条 会長が辞職しようとするときは会長職務代理人に、会長職務代理人が辞職しようとするときは会長に辞職届を提出しなければならない。

2 前項の辞職の承認については、委員会に諮って同意を得なければならない。

第七条 会長又は会長職務代理人が辞職したときは、速やかに会長又は会長職務代理人の互選を行わなければならない。

(会議の招集)

第八条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び会長職務代理人に事故があるときは、青森県知事が招集する。

2 委員の三分の一以上から書面で会議の目的たるべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があったときは、会長は会議を招集しなければならない。

3 会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに会議の日時及び場所を各委員に通知しなければならない。

4 会議に出席することができない委員は、会長にその旨を届け出なければならない。第九条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、法令で特別に定める事項を除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 会議は、公開とする。

第十条 会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第十一条 委員は、議題について、自由に質疑し、意見を述べることができる。

2 委員から発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第十二条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席し発言することができる。

(開会、閉会等の宣告)

第十三条 会長は、会議の開会及び閉会並びに休憩を宣告しなければならない。

(会議の整理等)

第十四条 会長は、議事を整理し、秩序を保持しなければならない。

2 会長は、委員の発言が議題のほかに涉り、又はその範囲を超えていると認めるときは、制止しなければならない。

3 会長は、会場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、宣告して会議を一時中止することができる。

(議事録)

第十五条 会長は、委員会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

(1) 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所

(2) 出席及び欠席委員の氏名

(3) 附議事項

(4) 議事事項

(5) 議決の結果

(6) その他重要な事項

第十六条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員二人以上がこれに署名するものとする。

第十七条 議事録は、一般の縦覧に供する。

(規程の改正)

第十八条 この規程の改正は、委員会の議決によって行つ。

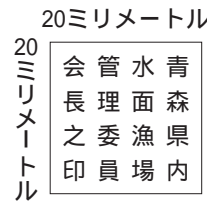
(委員会の事務の処理)

第十九条 委員会の事務は、青森県海区漁業調整委員会事務局において処理する。

(公印)

第二十条 公印のひな型及び寸法は、次のとおりとする。

(1) 会長印



(文書の処理)

第二十一条 文書を受理したときは、速やかに処理するように努めなければならない。

(県報登載)

第二十二条 委員会の公示及び規程は、青森県報に登載してこれを行うものとする。

(準用)

第二十三条 文書の取扱いについては、この規程に定めるもののほか、県条例、規則その他の規程に準ずるものとする。

(雑則)

第二十四条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は会長がその都度定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

青森県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

青森県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程

第一章 総 則

(根拠)

第一条 委員会が漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の規定に基づいて公聴会を開催しようとするときは、この規程の定めるところによる。

(開催の決定)

第二条 委員会において、公聴会を開こうとするときは、あらかじめその議決をしなければならぬ。

(会議上の拘束)

第三条 委員会は、公聴会においては討論及び表決を行わない。

第二章 公聴会

(日時、案件等の公示)

第四条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少なくとも十日前に、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(文書の提出)

第五条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)にあらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第六条 公聴会における公述者の範囲は、次に掲げる者とする。

- (1) 漁業権者
- (2) 入漁権者
- (3) 漁業権漁業の経営者
- (4) 漁業協同組合関係者
- (5) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第七条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者及び反対者があるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述者の発言)

第八条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第九条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第十条 委員会の委員は、公述者に対して質疑することができる。ただし、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第十一条 公述者は、委員会の同意を得た場合には代理人をして意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

青森県内水面漁場管理委員会公示第五号

青森県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

青森県内水面漁場管理委員会

会長 濱 田 正 隆

青森県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程

(趣旨)

第一条 青森県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)が行う漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第十条、第三十四条第四項、第三十七条第一項並びに第三十九条第一項、第二項及び第十三項(第三十六条第三項において準用する場合を含む。)並びに第三十八条第三項の規定による処分に係る意見の聴取の手続については、法及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第二十号。以下「令」という。)の定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(開催の決定)

第二条 委員会において、意見の聴取(法第十条の規定による処分に係る意見の聴取を除く。次条から第十三条までにおいて同じ。)を行おうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第三条 委員会は、意見の聴取においては、討論及び表決を行わない。

(期日、案件等の公示)

第四条 委員会は、意見の聴取を行うときは、意見の聴取を行うべき期日の二週間前までに、令第一条の二において準用する行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる事項を公示する。

(意見の聴取の期日の変更)

第五条 委員会が意見の聴取のための通知をした場合において、当事者は、やむを得ない理由があるときは、委員会に対し、意見の聴取の期日の変更を申し立てることができる。

2 委員会は、前項の申立てにより又は職権で意見の聴取の期日を変更することができる。

3 委員会は、前項の規定により、意見の聴取の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人(意見の聴取の期日を変更したときまでに令第一条の二において準用する行政手続法第十七条第一項の求めを受諾し、又は同項の許可を受けている者に限る。)に通知しなければならない。

(意見の聴取の期日における審理の方式)

第六条 委員会は、意見の聴取の期日に出頭した者が当該事案の範囲を超えて弁明するときその他議事を整理するためにやむを得ないと認めるときは、その者に対し、弁明を制限することができる。

2 委員会は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずることその他意見の聴取の審理の秩序を維持するために必要な措置を講ずることができる。

(参加人の参加許可の手続)

第七条 令第一条の二において準用する行政手続法第十七条第一項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、申請者の氏名及び住所並びに当該意見の聴取に係る処分につき利害関係を有することを疎明する資料を提出してするものとする。

(文書等の閲覧の手続)

第八条 法第三十四条第七項(第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする資料の標目を記載した書面を提出してするものとする。ただし、意見の聴取の期日における審理の進行に応じて当該閲覧の請求が必要となった場合については、口頭ですること

ができるものとする。

2 委員会は、当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人(以下この条、第十一条第三項及び第十二条第二項において「当事者等」という。)に対し閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当事者等に通知するものとする。この場合において、委員会は意見の聴取を行うべき期日までに当事者等に十分な弁明の準備をさせるため必要な期間を与えるよう配慮するものとする。

3 委員会は、当事者等から意見の聴取の期日における審理の進行に応じて必要となつた資料の閲覧の請求があつた場合において、当該審理で当該資料を閲覧させることができなるときは、閲覧の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。ただし、法第三十四条第七項後段(第三十六条第三項、第三十七条第四項、第三十八条第五項並びに第三十九条第四項及び第十四項において準用する場合を含む。)の規定によりその閲覧を拒んだ場合はこの限りでない。

(補佐人の出頭許可の手続)

第九条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十条第三項の規定による許可の申請は、意見の聴取の期日の十日前までに、補佐人の氏名及び住所、補佐人と当事者又は参加人との関係並びに補佐人が補佐する事項を記載した書面を提出してするものとする。

2 意見の聴取の審理における補佐人の陳述については、当該当事者又は参加人がこれを直ちに取消さないときは、当該当事者又は参加人が自ら陳述したものとみなす。

(陳述書の記載事項)

第十条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十一条第一項に規定する陳述書には、提出する者の氏名及び住所、意見の聴取の件名並びに陳述書に係る事案についての意見を記載するものとする。

(意見の聴取の調査及び報告書の記載事項)

第十一条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第一項に規定する調査書には、次に掲げる事項(意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合において、第三号に掲げる事項を除く。)を記載するものとする。

- (1) 意見の聴取の件名
- (2) 意見の聴取の期日及び場所
- (3) 意見の聴取の期日に出頭した当事者及び参加人並びにこれらの者の代理人及び

補佐人(以下この項において「当事者等」という。)の氏名及び住所

(4) 意見の聴取の期日に出頭しなかった当事者等の氏名及び住所並びに当該当事者等が出頭しなかったことについての正当な理由の有無

(5) 当事者等の陳述の要旨(提出された陳述書における弁明を含む。)

(6) 提出された証拠の標目

(7) その他参考となるべき事項

2 意見の聴取の調査には、書面、図面、写真その他委員会が適当と認めるものを添付して調査の一部とすることができる。

3 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 処分の原因となる事実に対する当事者等の主張

(2) 前号の主張に理由があるか否かについての委員会の意見

(3) 前号の意見についての理由

(意見の聴取の調査及び報告書の閲覧の手続)

第十二条 令第一条の二において準用する行政手続法第二十四条第四項の規定による閲覧の請求は、請求者の氏名及び住所並びに閲覧をしようとする意見の聴取の調査又は報告書の件名を記載した書面を提出してするものとする。

2 委員会は、意見の聴取の調査又は報告書の閲覧を認めるときは、その場で閲覧させる場合を除き、閲覧の日時及び場所を当該当事者等に通知するものとする。

(意見の聴取の再開)

第十三条 委員会は、意見の聴取の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、意見の聴取を再開することができる。令第一条の二において準用する行政手続法第二十二條第二項本文及び第三項の規定は、この場合について準用する。

(令の準用)

第十四条 令第一条の二において準用する行政手続法第十五条(第二項第二号を除く。)、第十六条、第二十一条、第二十三条及び第二十四条第一項から第三項までの規定は、法第十条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。この場合において、同法第二十一条第一項中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者」と、同法第二十三条第一項中「陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合」とあるのは「陳述書若しくは証拠を提出しない場合」と、同法第二十四条中「当事者及び参加人」とあるのは「当事者」と読み替えるものとする。

(準用)

第十五条 第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで及び第十三条の規定は、法第十条の規定による処分に係る意見の聴取に準用する。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭